

1 議案名

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

個人番号カードの普及及び利活用の推進のための取組の一つとして、個人番号カードの有効期間をもって職員証の有効期間とするとともに、職員の長時間労働の是正等を図るため、多様な勤務時間の選択を可能とする等の必要がある。

教育政策課

# 徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正について

教育政策課

## 1 徳島県教育委員会職員服務規則について

この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、徳島県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する一般職に属する職員（技能労務職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の服務について必要な事項を定めるものである。

## 2 改正の理由

個人番号カードの普及及び利活用の推進のための取組の一つとして、個人番号カードの有効期間をもって職員証の有効期間とするとともに、職員の長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの確立を図るため、多様な勤務時間の選択を可能とする等の必要がある。

## 3 改正の概要

- (1) 職員の職員証について、個人番号カードの有効期間をもって当該職員証の有効期間とすることとし、これに合わせ、職員証の様式を改めることとする。(第4条、様式第3号関係)

※現行の有効期間：交付（再交付を含む。）の日から起算して6年以内で教育委員会が定める日まで

- (2) 職員の勤務時間及び休憩時間は、複数の勤務の種類のうちから教育委員会が指定するものとする事とした。(第5条関係)

### 例年実施している徳島県版サマータイム実証実験「あわ・なつ時間」を通年化

職員が自身のライフスタイルに合致する多様な働き方を選択することにより、長時間労働の是正とともに、ワーク・ライフ・バランスの確立を図るため、現行の勤務形態（A勤務・B勤務（一部））を含めた次の6勤務形態を導入する。

勤務の種類	勤務時間	休憩時間
S勤務	午前7時30分から午後4時15分まで（休憩時間を除く。）	正午から午後1時まで
特A勤務	午前8時から午後4時45分まで（休憩時間を除く。）	
A勤務	午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間を除く。）	
特B勤務	午前9時から午後5時45分まで（休憩時間を除く。）	
B勤務	午前9時30分から午後6時15分まで（休憩時間を除く。）	
特C勤務	午前10時から午後6時45分まで（休憩時間を除く。）	

- (3) その他所要の整備を行うこととする。

## 4 施行期日等

令和3年4月1日

2の(1)に係る経過措置として、

職員の職員証の交付について、個人番号カードを取得していない等、教育長が特別の事情があると認めるときは、当分の間、なお従前の例によることができることとする（＝H28年の規則改正で廃止された紙の職員証についても引き続き使用できることとする。）。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名</p> <p>教育政策課</p>
	<p>担当者名</p> <p>近 藤 渚</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 二 〇 八</p>
<p>制 定 理 由</p> <p>個人番号カードの普及及び利活用の推進のための取組の一つとして、個人番号カードの有効期間をもって職員証の有効期間とするとともに、職員の長時間労働の是正等を図るため、多様な勤務時間の選択を可能とする等の必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し</p> <p>一 個人番号カードの有効期間をもって職員証の有効期間とすることとした。</p> <p>二 職員の勤務時間及び休憩時間は、複数の勤務の種類のうちから教育委員会が指定するものとする事とした。</p> <p>三 職員証の様式を改めることとした。</p> <p>四 その他所要の整備を行うこととした。</p> <p>五 この規則は、令和三年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予 算 上 の 措 置</p>	<p>考 備</p>
<p>関 係 法 規</p> <p>徳島県教育委員会職員服務規則及び徳島県立学校規則の一部を改正する規則(平成二十八年徳島県教育委員会規則第六号)</p>	
<p>法 令 審 査 会</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「起算して六年以内で教育委員会が定める」を「個人番号カードの有効期間が満了する」に改める。

第五条第一項中「第三条」を「第三条第一項本文及び第二項本文」に改め、「週休日を除き」を削り、「とおり」を「表に掲げる勤務の種類のうちから教育委員会が指定するもの」に、「よりがたい」を「より難い」に、「別に」を「教育委員会が別に」に改め、同項の表を次のように改める。

勤務の種類	勤務時間	休憩時間
S 勤務	午前七時三十分から午後四時十五分まで（休憩時間を除く。）	正午から午後一時まで
特 A 勤務	午前八時から午後四時四十五分まで（休憩時間を除く。）	
A 勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで（休憩時間を除く。）	
特 B 勤務	午前九時から午後五時四十五分まで（休憩時間を除く。）	
B 勤務	午前九時三十分から午後六時十五分まで（休憩時間を除く。）	
特 C 勤務	午前十時から午後六時四十五分まで（休憩時間を除く。）	

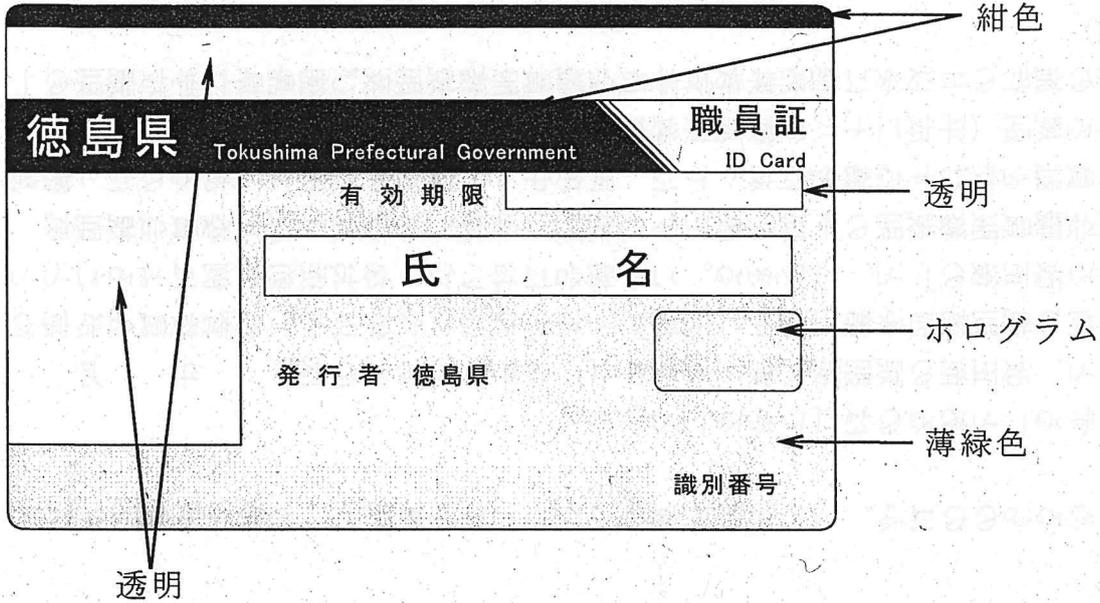
第五条第二項中「に規定する」を「の規定の適用を受ける」に、「週休日及び勤務時間等」を「週休日等」に、「別に」を「教育委員会が別に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 勤務時間条例第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等（以下「週休日等」という。）については職員の育児休業等に関する規則（平成四

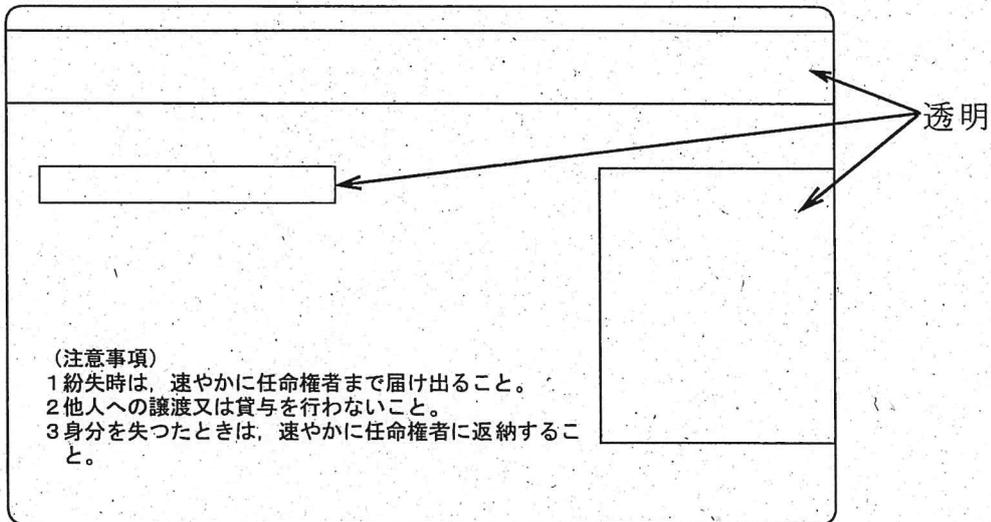


様式第3号 (第4条関係)

(表)



(裏)



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日以後に徳島県教育委員会職員服務規則及び徳島県立学校規則の一部を改正する規則（平成二十八年徳島県教育委員会規則第六号）附則第三項の規定により職員に職員証を交付する場合にあつては、同項中「改正後の規則」とあるのは「徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則（令和三年徳島県教育委員会規則第 号）による改正後の」と、「できる。この場合において、なお従前の例によることとされる改正前の規則第四条第二項中「五年」とあるのは「六年以内で教育委員会が定める日まで」と、改正前の規則様式第三号(裏中)「, 5年」とあるのは「, 年 月 日」とする」とあるのは「できる」とする。

### (補則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

改正案	現行																					
<p>(職員証)</p> <p>第四条 職員は、その身分を明らかにするため、常に職員証(様式第三号)を携帯しなければならない。ただし、所属長が特に認めるときは、職員証の携帯を要しない。</p> <p>2 職員は、職務の執行に当たつて職員であることを示す必要があるときは、職員証を提示しなければならない。この場合において、提示に際しては、職員証を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第一条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)の上に重ねて、当該個人番号カードの氏名の記載及び本人の写真の表示を確認できるようにするものとする。</p> <p>3 職員証の有効期間は、その交付(再交付を含む。)の日から個人番号カードの有効期間が満了する日までとする。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>(職員証)</p> <p>第四条 職員は、その身分を明らかにするため、常に職員証(様式第三号)を携帯しなければならない。ただし、所属長が特に認めるときは、職員証の携帯を要しない。</p> <p>2 職員は、職務の執行に当たつて職員であることを示す必要があるときは、職員証を提示しなければならない。この場合において、提示に際しては、職員証を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第一条第七項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)の上に重ねて、当該個人番号カードの氏名の記載及び本人の写真の表示を確認できるようにするものとする。</p> <p>3 職員証の有効期間は、その交付(再交付を含む。)の日から起算して六年以内で教育委員会が定める日までとする。</p> <p>4～8 (略)</p>																					
<p>(勤務時間等)</p> <p>第五条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。)第三条第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間及び休憩時間(以下「勤務時間等」という。)は、次の表に掲げる勤務の種類のうちから教育委員会が指定するものとする。ただし、職務の特殊性等によりこれにより難い職員の勤務時間等については、教育委員会が別に定める。</p>	<p>(勤務時間等)</p> <p>第五条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。)第三条の規定の適用を受ける職員の勤務時間及び休憩時間(以下「勤務時間等」という。)は、週休日を除き次のとおりとする。ただし、職務の特殊性等によりこれにより難い職員の勤務時間等については、別に定める。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務の種類</th> <th>勤務時間</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S 勤務</td> <td>午前七時三十分から午後四時十五分まで(休憩時間を除く。)</td> <td>正午から午後一時まで</td> </tr> <tr> <td>特 A 勤務</td> <td>午前八時から午後四時四十五分まで(休憩時間を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 勤務</td> <td>午前八時三十分から午後五時十五分まで(休憩時間を除く。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 B 勤務</td> <td>午前九時から午後五時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	勤務の種類	勤務時間	休憩時間	S 勤務	午前七時三十分から午後四時十五分まで(休憩時間を除く。)	正午から午後一時まで	特 A 勤務	午前八時から午後四時四十五分まで(休憩時間を除く。)		A 勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで(休憩時間を除く。)		特 B 勤務	午前九時から午後五時		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤務時間</th> <th>休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日から金曜日まで</td> <td>午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時十五分まで</td> <td>正午から午後一時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	勤務時間	休憩時間	月曜日から金曜日まで	午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時十五分まで	正午から午後一時まで
勤務の種類	勤務時間	休憩時間																				
S 勤務	午前七時三十分から午後四時十五分まで(休憩時間を除く。)	正午から午後一時まで																				
特 A 勤務	午前八時から午後四時四十五分まで(休憩時間を除く。)																					
A 勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで(休憩時間を除く。)																					
特 B 勤務	午前九時から午後五時																					
区分	勤務時間	休憩時間																				
月曜日から金曜日まで	午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時十五分まで	正午から午後一時まで																				

	四十五分まで（休憩時間を除く。）
B 勤務	午前九時三十分から午後六時十五分まで（休憩時間を除く。）
特 C 勤務	午前十時から午後六時四十五分まで（休憩時間を除く。）

2 勤務時間条例第三条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定の適用を受ける職員のうち、勤務時間条例第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等の週休日及び勤務時間等（以下「週休日等」という。）については職員の育児休業等に関する規則（平成四年徳島県人事委員会規則七十四）第八条第一項に規定する育児短時間勤務承認請求書により当該育児短時間勤務職員等が請求した勤務の形態に基づき教育委員会が承認した週休日等とし、勤務時間条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員の週休日等については教育委員会が別に定める週休日等とする。

3 勤務時間条例第四条第一項の規定の適用を受ける職員の週休日等については、教育委員会が別に定める。

（新設）

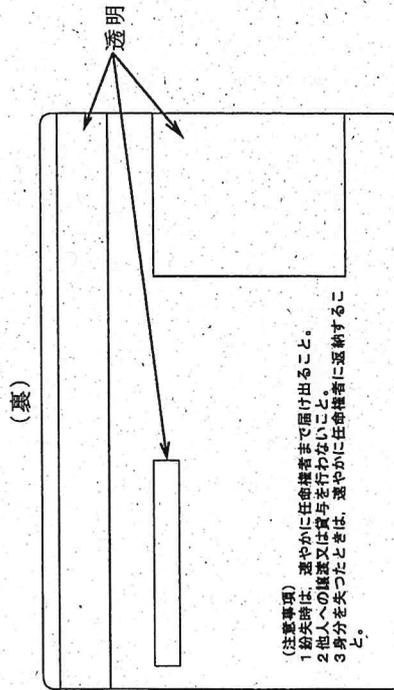
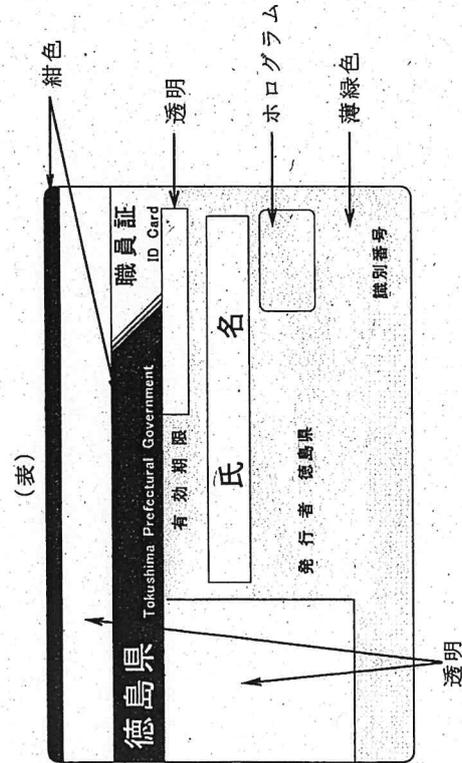
2 勤務時間条例第四条第一項に規定する職員の週休日及び勤務時間等については、別に定める。

徳島県教育委員会職員服務規則及び徳島県立学校規則の一部を改正する規則（平成二十八年徳島県教育委員会規則第六号） 読替表（附則第二項関係）

読替後	読替前
<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 職員の職員証の交付について、教育長が特別の事情があると認めるときは、当分の間、徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則（令和三年徳島県教育委員会規則第 号）による改正後の第四条及び様式第三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 職員の職員証の交付について、教育長が特別の事情があると認めるときは、当分の間、改正後の規則            第四条及び            様式第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による            ことができる。この場合において、なお従前の例によ            ることとされる改正前の規則第四条第二項中「五年」、            とあるのは「六年以内で教育委員会が定める日まで」、            と、改正前の規則様式第三号(裏)中「5年」とあるの            は、「 年 月 日まで」とする。</p> <p>4 (略)</p>

(改正案)

様式第3号 (第4条関係)

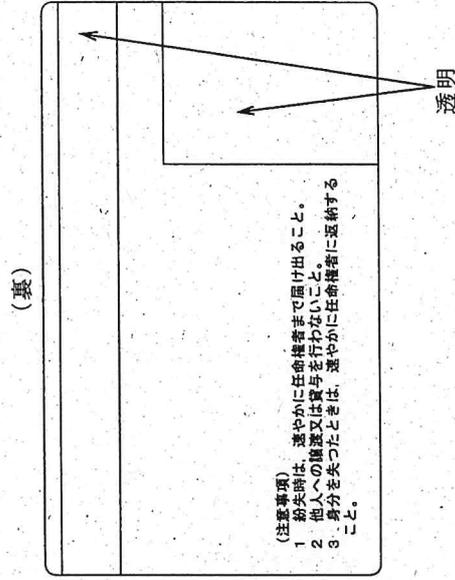
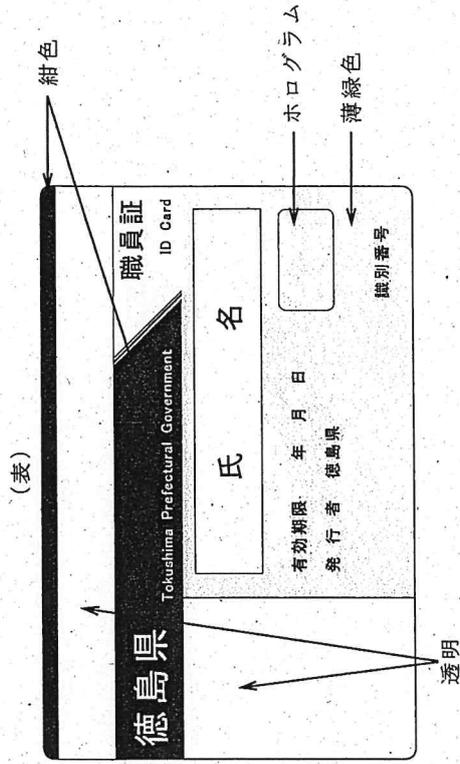


備考

- 1 プラスチック製とする。
- 2 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 3 ホログラムにより県章を表示する。
- 4 氏名欄に職員が自署すること。

(現行)

様式第3号 (第4条関係)



備考

- 1 プラスチック製とする。
- 2 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 3 ホログラムにより県章を表示する。
- 4 氏名欄に職員が自署すること。

